

【再 掲】

平成 21 年 5 月 20 日

学 生 各 位

川 口 短 期 大 学

学 生 委 員 長 相 馬 敏 彦

新型インフルエンザ対策について（再通達）

標記の件については、4 月 30 日掲示にて 1 回目の注意喚起をしました。このたび国内（関西地区）において、新型インフルエンザの感染事例が確認され、政府行動計画でいうところの第二段階（国内発生早期）に移行したところです。

については、学生の皆さんに下記の通り新型インフルエンザの感染予防等について再度通達します。感染防止に日頃より注意を払うなど、各自予防策を講じるよう心がけてください。

記

1. 感染予防策として次のことに努めてください。

- ① 外出にあたっては人混みをさけるとともに、症状のあるような人に近寄らないこと。
- ② 外出時にはマスクを使用すること。
- ③ 外出先から戻った時は、うがいと手洗いを励行すること。
- ④ 新型インフルエンザの正しい情報に基づき適切な行動をとるよう心がけること。

2. 万が一、感染が疑われるときは、次の行動をとってください。

- ① インフルエンザが疑われる症状（高熱、頭痛、関節痛などの全身症状の他、のどの痛みや鼻水など風邪のような症状）が出た場合、すみやかに保健所の発熱相談センターに電話相談の上、発熱外来を受診すること。
- ② 感染が確認された時点で、必ず学生課に電話ですみやかに報告すること。
- ③ 咳エチケットを心がけること。

※ 「咳エチケット」とは、咳やくしゃみで他人に感染させないためのエチケットである。咳やくしゃみの際、ティッシュや手で口と鼻を被い極力飛沫が拡散しないようにするもの。

以上